

独立行政法人国立美術館監事監査実施基準

制定 平成13年4月2日

国立美術館規程第 5 号

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人国立美術館監事監査要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、監査の手續、その他要綱の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監査事項)

第2条 要綱第3条に規定する監査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法令及び業務方法書その他の規程の実施状況
- 二 事業計画、予算及び資金計画の実施状況
- 三 債権の管理の状況
- 四 資産の取得、管理及び処分状況
- 五 決算報告書及び財務諸表
- 六 役職員の給与、諸手当等の支給状況
- 七 防火その他保全に関する措置状況
- 八 前各号に掲げるもののほか業務に関する重要な事項

(監査手順)

第3条 要綱第5条の規定に基づく監査の手續は、おおむね次のとおりとする。

- 一 監査対象部門の長からの概要聴取
- 二 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- 三 帳票その他証拠書類の原本確認
- 四 書類と現物との照合確認
- 五 現地の実査
- 六 監査終了後の講評

(監査計画の内容)

第4条 要綱第6条に規定する監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査の基本方針
- 二 監査の重点項目及び実施項目
- 三 監査の対象部門
- 四 監査の実施期間
- 五 監査の方法
- 六 監査の補助者

(監査記録の作成)

第5条 要綱第7条第1項及び第2項の規定により監査の事務補助に従事する職員は、監査実施時期、監査対象部門、監査結果概要及び監査意見その他必要な事項を記した監査記録を作成し、監査終了後速やかに監事に提出しなければならない。

(その他)

第6条 要綱及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事とその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。